

消費税学習資料 Part②

税と社会保障の学習資料

私たちは、今後の暮らしを守る観点から、税制度や社会保障制度のあり方について、しっかり判断をしていかなければなりません。そのためにも、今の税制度と社会保障制度のしくみ、増税で暮らしがどう変わっていくのかなどを正しく学ぶ必要があります。

エフコープでは、消費税の学習資料として2012年度秋の総代会議に合わせて、「消費税学習資料」を配布しました。また、ふれあい2012年12月号にも学習資料を掲載しました。

今回の学習資料では、前回の学習資料やその後の学習会で出された声への補足と、社会保障や社会情勢を中心に作成しました。ぜひご活用ください。

1. そもそも消費税とはどういった税金？

法人税や所得税は、原則として「儲け」に対して課税される直接税です。それに対し、消費税は商品を購入したりサービスの提供を受けたりといった「取引」に対して課税される間接税です。

消費税は「取引」に対して課税されますが、最終的には商品購入やサービス提供を受ける消費者が、購入した商品

や提供を受けたサービスの金額に税金相当分を上乗せされる形で負担することになっています。

その際、取引の各段階で消費税が二重三重に課税されることがないように（税が累積しないように）、事業者は売り上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除して納付することになっています。

さらに詳しく

消費税の課税対象は、次の条件をすべて満たす取引となります。

- ①国内で行われる取引
- ②事業者が事業として行う取引
- ③対価を得て行われる取引
- ④資産の譲渡や貸付、サービスの提供取引

一方、4つの条件を満たすが課税の対象としてなじまないものや、社会政策的配慮から非課税とされている取引があります。

- ①課税対象としてなじまないもの
 - 土地の譲渡、貸し付け等
 - 有価証券等の譲渡、支払い手段の譲渡等
 - 利子、保証料、保険料等
 - 郵便切手類、印紙等の譲渡
 - 物品切手等の譲渡
 - 住民票、戸籍抄本等の行政手数料
 - 国際郵便為替、外国為替業務等
- ②社会政策的配慮に基づくもの
 - 社会保険医療等
 - 一定の介護サービス

- 一定の社会福祉事業等
- 助産に係る資産の譲渡等
- 埋葬料、火葬料
- 一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付け等
- 一定の学校の授業料、入学入園検定料、入学金、施設設備費等
- 教科用図書の譲渡
- 住宅の貸付

〈消費税免除事業者〉

課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、「消費税免除事業者」となり、納税の義務が免除されます。

この納税の義務が免除される事業者かどうかの判定は、個人事業者の場合は原則として前々年の課税売上高、法人の場合は原則として前々事業年度の課税売上高によって決まります。

新たに設立された法人については、設立1期目および2期目という基準期間はありませんので、原則として納税義務が免除されます。しかし、基準期間のない事業年度であってもその事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が、1,000万円以上である場合は、納税義務が発生します。

2. 日本で軽減税率が導入されない理由は？

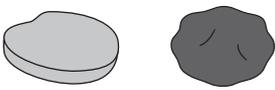
一般に、収入に対する食料品などの生活必需品購入費の負担割合は低所得者ほど大きくなるため、消費税の負担割合も大きくなります。

そこで、その逆進性※をやわらげるために考えられたのが「軽減税率」です。欧州各国などでは食料品を中心とした生活必需品を対象に軽減税率を設定している場合が多く、イギリスやオーストラリアは食料品の税率をゼロにしています。

ただし、食料品であれば無条件に対象とするわけではなく、各国とも対象品目を細かく定めてあり、高級食材や外食は軽減税率から外す傾向が多いようです。

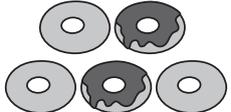
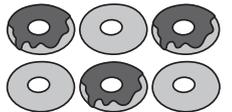
※逆進性…収入に対する食料品などの生活必需品購入費負担割合は低所得者ほど大きくなるため、所得に対する税負担割合が高所得者よりも大きくなることを逆進性といいます。

◎贅沢品か否かの違い

	標準税率 (19.6%)	軽減税率 (5.5%)	備 考
フランス	キャビア 	フォアグラ トリュフ 	フォアグラおよびトリュフには、国内産業を保護するため軽減税率が適用される一方、キャビアには、高級品かつ輸入品であるため標準税率が適用されているといわれている。
	マーガリン 	バター 	マーガリンに軽減税率が適用されないのは、バターを製造する酪農家を保護するためといわれている。

◎外食と食料品の違い

	標準税率 (19%)	軽減税率 (7%)	備 考
ドイツ	ハンバーガー (店内飲食用) 	ハンバーガー (持ち帰り用) 	同じファストフードのハンバーガーであっても、店内飲食用と持ち帰り用とで異なる税率が適用される。

	標準税率 (5%)	軽減税率 (0%)	備 考
カナダ	ドーナツ (5 個以下) 	ドーナツ (6 個以上) 	カナダでは、ドーナツなどのお菓子について「その場ですぐに食べるかどうか」を、適用税率を区分けする指標としている。 販売個数が少ない場合 (5 個以下) には、その場で食べるものとみなして標準税率が適用される。

国税庁は、消費税率の水準が欧州並みの二桁税率となった場合、「軽減税率」を検討課題とする考え方を示していました。ですが、今回の消費税率引き上げで税率が10%になった場合、「給付付き税額控除」と「軽減税率」を検討課題とするしました。

加えて現政権 (自公両党) は、消費税率を10%へ引き上げる際に軽減税率の導入をめざすことを2013年度税制改正大綱に盛り込みました。ただし、実際に導入するかどうかは今後の検討になり、事実上判断を先送りした形になっています。

自公両党は、軽減税率制度調査委員会を早急に設けて協議し、今年度末に話し合われる2014年度税制改正で

結論を出すとしています。その中で軽減税率の対象品目や税率、軽減税率による税収の目減りを補う財源、インボイス (売り主から買い主に出す税額の明細書) 制度などを話し合います。

財務省の試算では、標準税率が10%となった時に課税対象の1/3の品目を軽減税率5%に設定した場合、軽減税率なしの消費税10%並みの税収を得るためには、標準税率を12.5%まで引き上げなければならないとしています。

軽減税率が本格議論される一方で、さらなる消費税率アップにつながる論議になることがあるかもしれません。今後の政府の動向に注視していく必要があります。

さらに詳しく

国税庁は、逆進性の対応策としての食料品への軽減税率導入は、所得階層別の消費税の相対的な負担割合を緩和する効果は認められるものの、所得の高い低いにかかわらず、税率は変わらないので、逆進性対策として有効なものとは言い難いとしています。

<日本で軽減税率が導入されないそのほかの理由>

・対象の線引きが難しい…

食料品の範囲や飲食サービスの線引きが難しく不正の温床(例えば、おもちゃだと標準税率だが、おもちゃにお菓子をつけて「これは食品だから軽減税率対象だ」と言い逃れするなど)になる。

・国家公務員の天下りの増加を誘発…

対象の線引きで有利に働くようにさせるため、関係省庁や団体の関係者を取り込む事業者も出てくる。

・他の減税との兼ね合いなど税務執行の障壁に…

中小事業者に対する特例措置などほかの制度や税務執行面に与える影響も大きく、税制の基本原則である中立性や簡索性の大きな阻害要因になる。

こうした軽減税率による逆進性の緩和の効果とその導入に伴うさまざまな問題を勘案すれば、軽減税率の導入は経済的合理性に著しく反しており、将来的に二桁税率となっても可能な限り単一税率を維持すべきであると考え、軽減税率導入が検討されていませんでした。

3. 今後の税金や保険料はどう変わるの？

消費税の導入時も、5%にアップされた時も、「福祉の財源に」という説明がなされ導入されました。しかし、

※ 2008年度の後期高齢者医療制度スタートに合わせ、2割負担に引き上げられることが決定しているが、「激変緩和措置」として1割負担に据え置かれたまま。

- ▲ 2004年10月より年金の保険料が14年間上がり続ける
- ▲ サラリーマン本人の医療費窓口負担は3割に
- ▲ 40歳以上の人には介護保険料も徴収
- ▲ 高齢者(70歳～74歳未満)の窓口負担を定額負担から1割(年収によっては2割)負担※に

など、福祉のためといいながら、その後も私たちの負担は限りなく増えているというのが実感ではないでしょうか。

今後、消費税増税だけではなく、いろいろな税金や保険料が引き上げられていきます。どのような税金がどのタイミングでどのくらい引き上げられるかを整理してみました。

2012年 4月	復興特別税(※3-1)(法人税)の導入	3年間、法人税額に10%上乘せ ※{法人税率+(法人税率×10%)}
10月	地球温暖化対策税(※3-2)の導入	
	厚生年金保険料の引き上げ	2017年まで、毎年0.354%引き上げ
2013年 1月	復興特別税(所得税)の導入	25年間、所得税額に2.1%/年上乘せ ※{所得税率+(所得税率×2.1%)}
4月	国民年金保険料の変更	
10月	厚生年金保険料の引き上げ	2017年まで、毎年0.354%引き上げ
	年金支給額の引き下げ	▲1%
2014年 1月	株式などの配当・譲渡益の税率UP	現在10%のところ20%へ
4月	消費税率8%に引き上げ	
	国民年金保険料の変更	
	年金支給額の引き下げ	▲1%
6月	復興特別税(住民税)の導入	10年間、住民税に一律1,000円/年を上乘せ
10月	厚生年金保険料の引き上げ	2017年まで、毎年0.354%引き上げ
2015年 4月	国民年金保険料の変更	
	年金引き下げ	▲0.5%
10月	消費税率10%に引き上げ	
	厚生年金保険料の引き上げ	2017年まで、毎年0.354%引き上げ

(※ 3-1) 復興特別税とは？

東日本大震災からの復興に際し定められた東日本大震災復興基本法において、復興のための資金（震災復興予算）の一部として設けられた税金です。2013年1月から2037年までの各年分の基準所得税額（すべての所得に対する所得税額）が課税対象となります。

震災復興予算は、2011年度の約15兆円と2012年度

分を合わせて総額19兆円となっています。このうち約14兆円は復興債という借金で賄っています。復興特別所得税や復興特別法人税は、この借金の返済財源（約10.5兆円）に活用されます。このほか、JT株など政府保有株の売却収入も返済財源に充てられます。

さらに詳しく

震災復興予算は、被災地での活用が十分になされていないという状況だけでなく、約1/4が被災地と関連の薄い事業（沖縄の国道整備、反捕鯨団体対策、国立競技場補修、刑務所の職業訓練など）に使われていることから、国会で問題視されました。

そのため政府は、復興推進会議で、復興庁所管予算と被災地向け予算は引き続き東日本大震災復興特別会計に計上するが、それ以外の全国向け予算などは復興特別会計に計上しないとする決定をしました。

同時に、2011年度第3次補正予算と2012年度当初予算で計上した事業のうち、35事業（国交省所管の官庁施設の防災機能強化、経済産業省の中小を中心とした民間企業への自家発電設備導入促進、農林水産省の農業用水施設の耐震化など）168億円の執行を停止。被災地以外で来年度予算案に復興予算として計上できる事業を、堤防強化といった津波対策や学校の耐震化に限定した新基準も決めました。

(※ 3-2) 地球温暖化対策税とは？

環境税とも呼びます。これは、石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO₂排出量に応じた税率を上乗せする税金です。2012年10月1日から実施し、税率は2016年4月まで段階的に引き上げられます。増収見込額は初年度約391億円で、完全実施後は約2,623億円の増税になる見込みとなっています。

家庭用の電気代や都市ガス等の燃料費に上乗せされると、一世帯あたり、年間1,100円程度の負担が見込まれています。産業用も含めてすべての製品で価格に転嫁されると、負担額は一世帯平均で年間5,000円程度になるといわれています。

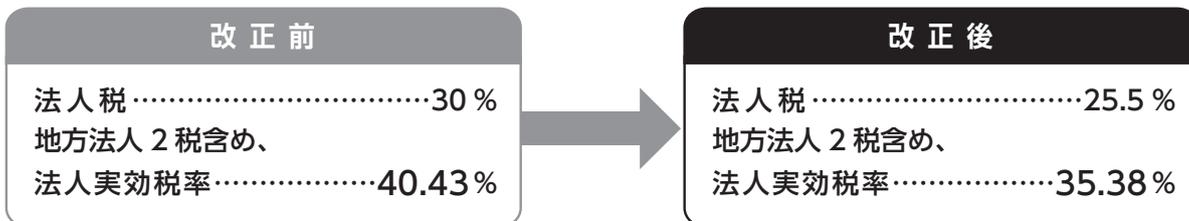
4. 企業が納める法人税は減税？

私たちが納める税金や保険料は今後引き上げられていきますが、企業が納める法人税はどうなるのでしょうか？

実は法人税は、2012年12月より30%から25.5%に引き下げられています。これに合わせて、法人実効税率も

引き下がりました。

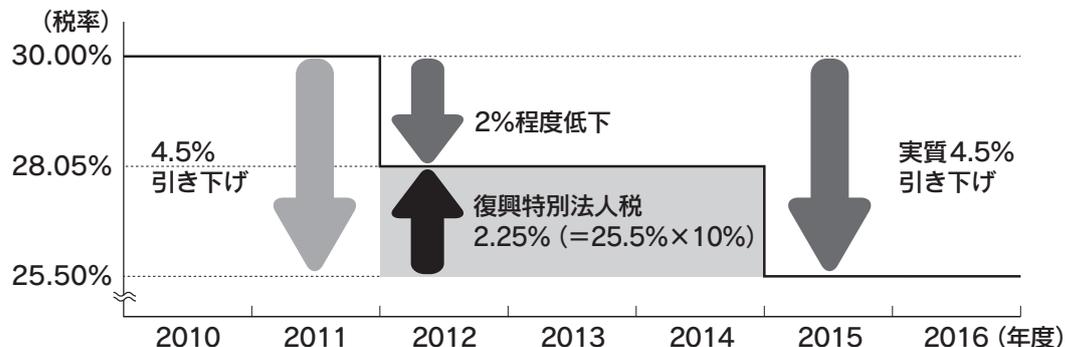
法人実効税率とは、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した上で、法人税、法人住民税、法人事業税、地方法人特別税の税率を合計したものです。



ただし、2012年4月1日～2015年3月31日までの期間内に最初に終了する事業年度から3年間は、復興特別法人税として法人税に10%が付加（{法人税率 + (法

人税率×10%}）されます。しかし、法人税率の引き下げが行われた上で、復興特別法人税が付加されるため、実質的には減税となっています。

◎法人税率のイメージ



さらに詳しく

福岡県を例にとると、法人税率(国税)を4.5%引き下げた上で法人住民税率(地方税)を維持することにより、法人実効税率は、国税と地方税を合わせて5.05%下がり、現行の40.43%(国税27.99%・地方税12.44%)が35.38%(国税23.79%・地方税11.59%)となります。なお、5.05%の内訳は、法人税分が4.2%、法人住民税分が0.85%です。

※この試算は、外形標準課税対象法人で事業所が福岡市内にある一例です。各種条件により税率が変わってきますので、あくまでも参考事例の一つとして活用ください。

※この試算は、復興特別法人税を含んでいません。

※実効税率＝

$(\text{法人税率} \times (1 + \text{住民税率}) + \text{事業税率}) \div (1 + \text{事業税率})$

※事業税率＝法人事業税率＋地方法人特別税率＝

$2.9\% + (2.9\% \times 148\%)$

5. 個人は増税、法人は減税

全労連・労働運動総合研究所の調べによると、資本金10億円以上の大企業が保有する連結ベースの内部留保※が、2010年度は266兆円に達することがわかりました。この金額は、2000年度の約172兆円と比べると約90兆円も増加、2009年度と比べても約9兆円も増加して

いる金額です。このような実態があるにもかかわらず、個人は増税、企業は減税といった政策がとられているのです。

※内部留保とは、企業の収益から原材料費や人件費などの諸費用を引いた利益をもとに税金を払い、株主配当を除いたものを企業の内部に蓄積すること。

さらに詳しく

民間企業労働者の年間平均賃金は、2000年の461万円から2010年には412万円へと約50万円も減少しています。一世帯あたりの平均所得(年額)も前年より約13万円減って538万円となり、1980年代後半の水準になっています。

厚生労働省が実施した2011年の国民生活基礎調査結果では、生活を「苦しい」と答えた世帯は過去最多の61.5%、子どものいる世帯に限ってみると69.4%に達し、1986年の調査開始以来初めて6割を超えました。

企業が目先の利益のために労働者の賃金を減らすと、労働者のモノを買う力が弱くなり、家計消費支出は減少します。モノが売れなくなると価格を下げてでも売ろうとするため、コスト削減として労働者の賃金をさらに下げる。するとモノはいつそう売れなくなる。つ

まり、家計消費支出の減少がデフレの要因の一つなのです。また、賃金下落に加え、税と社会保険料の負担が増大しているために可処分所得が減少したことも家計消費支出の減少に拍車をかけています。

政府は、デフレ脱却として、日本銀行に「2%の物価上昇率目標」を設定させる「大胆な金融緩和」を掲げ、デフレ対策として、お金をどんどん供給して物価を上げようと考えています。しかし、企業は内部留保に積み立てるだけで、労働者の賃金に回すとは限りません。

したがって、この間の企業を支援する政策に加え、労働者に賃金が回るための政策推進が大変重要になります。内部留保の一部が雇用増や労働者の賃金に回することで、消費購買力や物価を上昇させ、景気の回復につながり、その結果として税金や社会保険料の増収にもつながるといったプラスのスパイラルへの強制的な方向転換が必要です。

6. 私たちの暮らしを取り巻く社会状況はどうなっているの？

①資産格差の拡大

スイスの金融大手クレディ・スイスが発表した2012年の世界の富裕層数ランキングによると、純資産（不動産など非金融資産と金融資産の合計から、家計の負債を差し引いた額）約8,000万円以上を持つ日本の富裕層は約360万人で、米国に次いで世界第2位ということです。

②生活保護受給者が過去最高に

厚生労働省の統計によると、2012年度の生活保護受給者数は213万人を突破する見込みが出されました。給付総額も3.7兆円に達し、この10年間で、実に1.7倍にもなることが予測されています。若者を中心に雇用の場は安定せず、年収200万円以下の就労者が1,000万人を超え、将来に対する不安も深刻さを増しています。

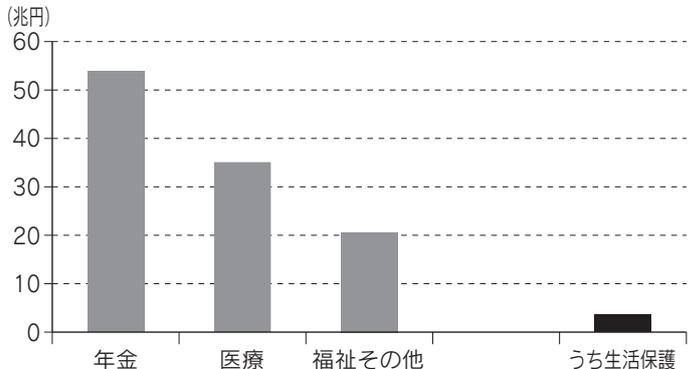
日本で生活保護が増えている原因の一つに、非正規雇用のまん延による低賃金労働者や失業者の増大、脆弱な社会保障制度などが考えられます。しかし、政府はその対策を進めるのではなく、生活費にあたる生活扶助費を最大10%引き下げる検討に入っています。

2012年の社会保障費予算は、109.5兆円です。生活保護費の3.7兆円は決して小さくない負担であることは間違いありませんが、生活保護制度は、憲法25条に基づき、

国内における資産額の格差は広がる一方で、1,500兆円に上る個人金融資産の6割を60歳以上が保有しています。しかし、金融広報中央委員会の調査では、60歳以上の1/4は金融資産ゼロ。つまり、3,000万円以上を保有する16%が平均額を約1,500万円に押し上げているのです。

国民の生存権を保障する最後のセーフティーネット（安全網）です。ここを削減することを考えるのではなく、低賃金・不安定雇用の規制強化や社会保障制度の充実こそ急務な対策といえます。

◎ 2012年度社会保障給付費の内訳



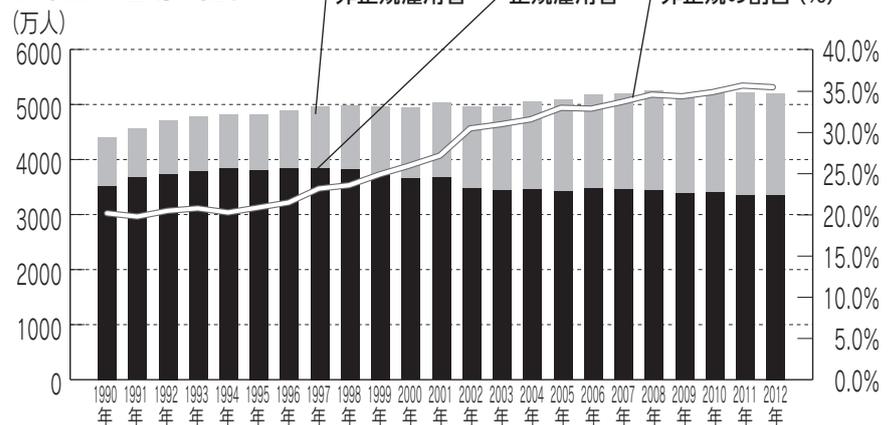
※予算上、生活保護費は医療、福祉その他に含まれています
参考：厚生労働省資料「社会保障給付の推移」より作成

③非正規雇用比率、35.5%

総務省が発表した2012年（7～9月期平均）の労働力調査によると、パートや派遣社員などの非正規雇用が雇用者全体（役員をのぞく）に占める割合は35.5%で、前年同期より0.3ポイント増えました。

非正規雇用は前年同期比25万人増の1,829万人。なかでも、パート・アルバイトは同18万人増の1,245万人でした。正規雇用は3,327万人で、前年同期より7万人減りました。

◎非正規雇用の推移



参考：総務省統計局データより作成

④女性の賃金は男性の60%

国際通貨基金の専務理事は、慢性的不振に陥った日本経済は、より多くの女性が職に就くことで救える可能性があると言っています。米金融大手ゴールドマン・サックスも、2010年のレポートで女性の就業率（60%）が男性並みの80%に上昇した場合、国内総生産（GDP）の伸

び率は15%に拡大すると推計しています。

育児休業制度の充実などの労働力拡大に向けたとりくみは進んでいますが、依然として雇用環境は厳しく希望通りに働ける人ばかりではありません。また、厚生労働省のデータによると、女性の賃金は男性の60%（パートタイム就業者が多いことが低収入の一因）にとどまっており、男女間賃金格差対策も重要な課題となっています。

⑤家計における教育費負担割合は、過去10年間で最高

●20代男性3人に1人「結婚できないかも」

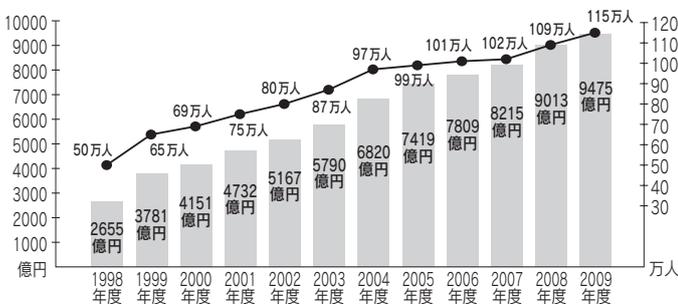
ライフネット生命（東京）のアンケート調査によると、20代男性の3人に1人が「結婚したいが、できないかもしれない」と考え、6割が経済面の不安を理由に挙げています。非正規雇用が増え、今や労働者の4人に1人（1,000万人超）が年収200万円以下という状況です。

●教育費の負担は増加

日本政策金融公庫の調査で、小学生以上の子どもを持つ家庭の2012年度の教育費（入学費用を除く）が、前年度に比べて3,000円増え、平均で1,912,000円になる見通しであることがわかりました。

年収に占める割合は0.9ポイント増の38.6%に上り、

◎日本学生支援機構の利用者数と予算額



資料：日本学生支援機構資料より作成

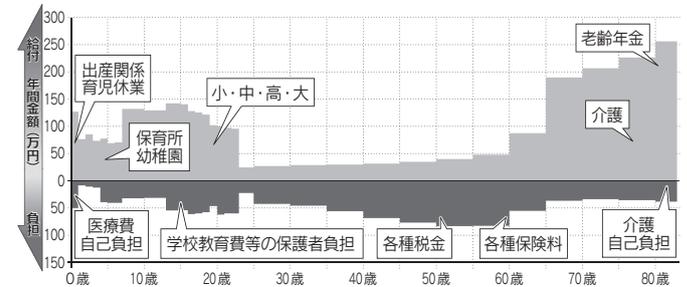
家計の負担割合は、過去10年間で最高となりました。日本政策金融公庫の担当者は「世帯年収が減少していることも、教育費の負担割合が大きくなった理由の一つ」と説明しています。

●2人に1人が奨学金利用者

大学生の半数以上が奨学金を利用する状況の中、卒業後に返済で苦しむ若者の増加が問題になっています。本来であれば給付型（返済の必要がない）が望ましいでしょうが、日本の奨学金のほとんどが貸付型となっているため、この問題が起きています。

少子高齢化社会において、経済面で結婚できない状況や、結婚しても子育ての負担が大きくなっている現状を考えると、安心して結婚・子育てができる社会システム構築のために、年金世代と子育て世代の社会保障給付のバランス見直しが必要になります。

◎年代別の社会保障給付と負担



※2009年度（データがない場合は可能な限り直近）の実績ベースを1人当たりの額に計算。

資料：厚生労働省資料より作成

7. 社会保障の給付と負担の構造

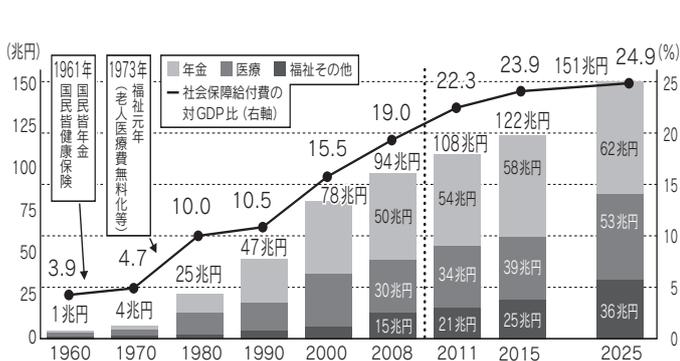
長引くデフレと不況の中、国の歳入は年々減り続けています。一方、歳出はどんどん増え続けており、その穴埋めをするために公債を発行し続け、その総額が2012年度末で1,000兆円を超えるといわれています。

一般会計歳出の約52%（2012年度予算）を占める社会保障費は、高齢化が進むことに伴い、現状と同じくみであれば今後とも年金・医療・介護などの社会保障給付

は、大幅に増えることが見込まれています。社会保障費の支給に関しては、8割以上が年金・医療で支払われ、子育てやその他の支給とのバランスの悪さが課題となっています。

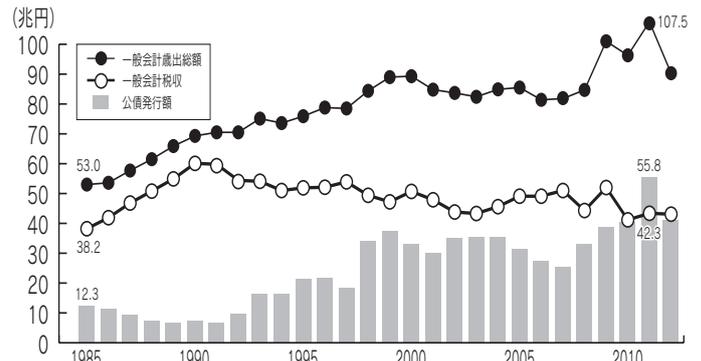
また、少子化と雇用の悪化で、社会保障の支え手である勤労世代の割合が減り続けている中、社会保障の財源負担も大きな課題となっています。

◎社会保障給付の推移



資料：財務省「税制について考えてみよう」より作成

◎国の歳入・歳出の推移

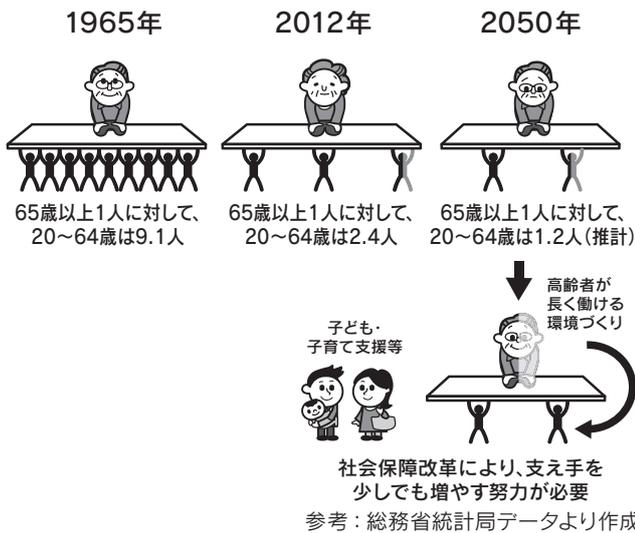


資料：財務省統計より作成

さらに詳しく

政府は、現役4人が高齢者1人を背負う「騎馬戦型」から、現役1人が高齢者1人を背負う「肩車型」になると言っていますが、これはあくまで人口比率で考えた場合のことです。

少子高齢化社会における社会保障の安定性を考える上で大事なものは、「働いて所得を得ている層」と「支えられている層」の比率です。つまり、年齢構成では



なく労働力人口比率がどう変化しているかを考えることが大切なのです。

そのためにも、非労働力人口を労働力人口に変えることと、一人当たりの労働生産性を高めることが、経済の活力を維持する上で重要になります。

しかしながら、育児休業制度の充実や障害者雇用の推進、定年の延長・再雇用制度などの労働力拡大に向けたとりくみは進んでいますが、依然として雇用環境は厳しく希望通りに働ける人ばかりではありません。

(単位：万人)

年代	15歳以上人口	労働力人口(15歳~65歳)		非労働力人口	労働力人口比率(%)	就業率(%)	完全失業率(%)
		総数	就業者				
2005	11007	6650	6356	294	60.4	57.7	4.4
2006	11020	6657	6382	275	60.4	57.9	4.1
2007	11043	6669	6412	257	60.4	58.1	3.9
2008	11050	6650	6385	265	60.2	57.8	4.0
2009	11050	6617	6282	336	59.9	56.9	5.1
2010	11049	6590	6257	334	59.6	56.6	5.1
2011	11042	6545	6244	300	59.3	56.6	4.6

参考：総務省統計局データより作成

8. 将来の暮らしを守るためにも、あるべき税制度と社会保障制度についてみんなで考えていく必要があります。

税制度や社会保障制度は、本来どのようなあり方が望ましいのでしょうか？

税制度と社会保障制度の大切な役割には、「所得再分配機能」というのがあります。「所得再分配機能」とは、市場を通じて配分された所得の格差(不公平)を是正する役割のことです。

具体的には、累進課税や相続税など、富裕層に多く課税

(応能負担)することで、所得の格差を是正します。

一方、社会保障制度は、公的年金や医療、介護、失業給付金、生活保護などの社会保障給付により所得の格差を是正します。

必要以上の格差をなくし、誰もが将来にわたり安心して暮らせる社会をつくるためには、どういった税制度や社会保障制度が必要か、みんなで考えていくことが重要です。

エフコープの消費税に対する姿勢をあらためて明確にするために、2012年度秋の総代会議に「消費税に対する基本方針」一部見直し(理事会案)を提示しました。

エフコープではこれを契機に、税制度と社会保障制度について理解を深めるための学習をすすめ、組合員

の暮らしを守る生協の役割を組合員やスタッフみんなで再確認できるようにとりくみを進めています。

あるべき税制度や社会保障制度をみんなで考え、よりよい暮らしが実現できるように今後ともとりくみを進めていきます。

(この資料は、2013年1月24日時点での情報をもとに作成しております)

2013年2月18日発行 くらしと福祉分野

お問い合わせ：エフコープ組合員活動部 TEL092-947-9003